

## 指宿市建設工事請負業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、指宿市競争入札参加資格を有する者のうち、下表左欄に掲げる建設工事の登録を受けた者（以下「指定工種有資格者」という。）について、入札参加資格の格付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(格付)

第2条 指定工種有資格者のうち、原則として指宿市内に主たる営業所がある者について、登録を受けた建設工事の種類に応じ、下表右欄の格付区分にそれぞれ格付を行うものとする。

建設工事の種類	格付区分
土木一式工事	A, ㊸, B, ㊹, C, ㊺, D
建築一式工事	A, ㊸, B, ㊹, C, ㊺, D
ほ装工事	A, B, C
造園工事	A, ㊸, B
管工事	A, ㊸, B, ㊹, C
電気工事	A, ㊸, B, ㊹, C

- 2 前項に規定する格付は、市長が別に定める算定要領等により算定した数値を基に行う。
- 3 第1項の規定する格付のうち、建設工事の種類のは装工事、造園工事、管工事及び電気工事については、当分の間当該年度の鹿児島県建設工事入札参加資格者格付（以下「県格付」という。）に準ずるものとする。ただし、当該年度の県格付に準ずることができない者については、各建設工事の種類 lowest等級に格付けるものとする。
- 4 第2項及び第3項による格付が決定したときは、指宿市建設工事請負業者格付名簿（以下「格付名簿」という。）に登録するものとする。
- 5 前項の格付名簿の有効期間は、原則として当該格付を決定した日からおおむね2年間とする。

(格付別標準金額)

第3条 前条に規定する格付に応じた標準金額は、毎年度、その年度の当初において、市長が当該年度に発注する建設工事の件数及び規模等を考慮して決定するものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。  
(指宿市競争入札参加資格審査要領の廃止)
- 2 指宿市競争入札参加資格審査要領(平成18年4月1日)は、廃止する。  
(有効期間の特例)
- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第2条第5項の規定の適用については、同項中「おおむね2年間」とあるのは「おおむね1年間」とする。